

総合評価書「大規模自然災害からの復旧」

1	評価対象政策	1
2	評価実施主体	1
3	評価実施時期	1
4	評価対象期間	1
5	政策の目的	2
6	評価の観点	3
7	政策の具体的内容（災害発生時の支援、災害復旧への取組）	4
	（1）－1 農業施設災害復旧等事業について	
	（1）－2 農業施設災害復旧等事業における災害発生から復旧までの流れ	
	（2）－1 農林水産業共同利用施設災害復旧事業について	
	（2）－2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業における災害発生から復旧までの流れ	
	（3）災害発生時の支援	
	（4）政策効果の把握の手法	
8	評価対象期間の代表的な災害について	15
	（1）過去に発生した災害	
	（2）代表的な災害	
9	代表的な災害における災害復旧の取組結果・課題	22
	（1）平成30年7月豪雨	
	（2）平成30年北海道胆振東部地震 ^{いぶり}	
	（3）令和元年東日本台風等	
	（4）各災害への対応を通じて得られた成果・課題	
10	災害復旧の迅速化に向けた近年の取組	37
	（1）査定前着工の手続の見直し	
	（2）査定関係事務の効率化	
	（3）災害復旧事業の計画変更要件の見直し	
	（4）MAFF-SAT 支援活動の更なる取組	
11	評価結果	41
12	学識経験を有する者の知見の活用	42
13	評価を行う過程において使用した資料、その他の情報	42

1 評価対象政策

(1) 政策分野名

大規模自然災害からの復旧

(2) 政策の概要

被災した農業者の早期の営農再開を支援するため、災害査定効率化の推進、査定前着工制度の活用を促進し、農地・農業用施設等の早期復旧を進める。

また、被災した地方公共団体等への国の技術職員 (MAFF-SAT) の派遣等により、迅速な早期復旧を支援する。

(3) 政策手段

農業施設災害復旧等事業

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

災害発生時の支援 (国の技術職員派遣等)

2 評価実施主体

大臣官房地方課災害総合対策室 (農村振興局)

【大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課】

3 評価実施時期

令和4年度

4 評価対象期間

平成29年度～令和3年度

5 政策の目的

近年、豪雨や台風、地震等の大規模な自然災害が頻発し、農林水産業に甚大な被害が発生しており、過去 10 か年での農林水産関係被害額の平均は 1 年あたり約 3,000 億円となっている。

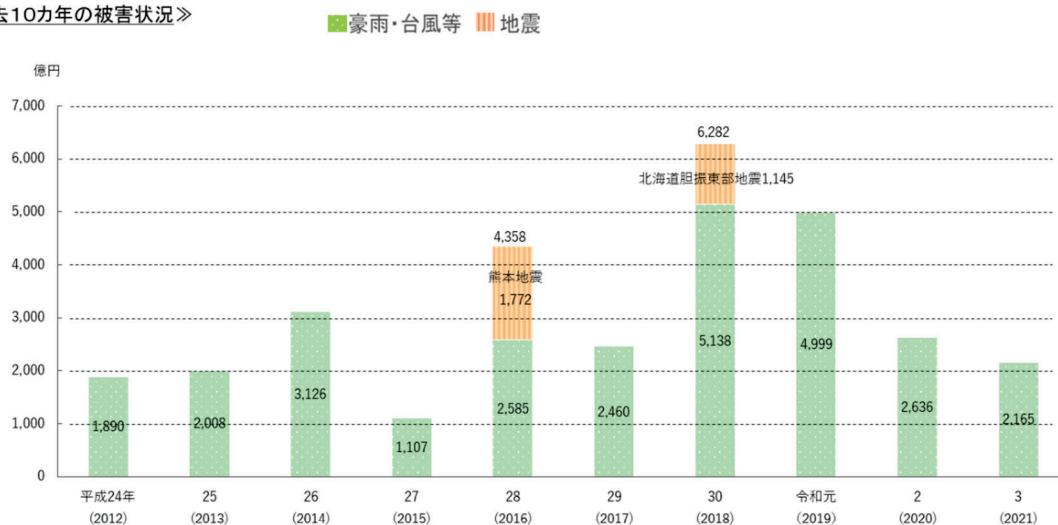
特に、平成 30 年は、7 月豪雨、北海道胆振東部地震等、大規模な自然災害が複数発生し、過去 10 か年で最大の被害額となっている。また、令和元年は東日本台風等による被害が甚大であったため、過去 10 か年で 2 番目の被害額となっており、これらの大規模自然災害からの復旧は極めて重要な課題である。

大規模自然災害からの復旧においては、被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できることが重要であることから、農地・農業用施設や農林水産業共同利用施設の早期復旧等を推進する。

これは、農業者の生活を守るだけでなく、耕作放棄地等の防止や、農家共同による種苗の確保など、農地保全や地域農業の維持の観点においても重要である。

○ 近年、豪雨や台風等の大規模な自然災害が頻発し、農林水産業に甚大な被害が発生。

《過去10カ年の被害状況》



※被害額は、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害を計上。



浸水被害を受けたハウス



浸水した農業用機械



がれき・土砂が流入した農地



山腹崩壊の状況



流木等が堆積した漁港

6 評価の観点

自然災害が激甚化、頻発化する一方で、災害復旧の主な実施主体となる市町村の技術系職員は減少していることから、事業に着手するまでの災害復旧事務の効率化に加え、速やかな被害把握や復旧工法の検討に向けた国の職員派遣等による技術支援が必要不可欠な状況である。

政策評価は施策の特性に応じた観点から、自ら評価を行うこととされており、本評価では、評価対象期間内に発生した被害が甚大な災害への対応について、主に効率性（災害査定事務等の効率化）及び有効性（災害発生時の支援や事業の早期着手・復旧完了の状況）の観点から評価を実施する。

7 政策の具体的内容（災害発生時の支援、災害復旧への取組）

項目7においては、政策の具体的な手段である、災害復旧事業（農業施設災害復旧等事業及び農林水産業共同利用施設災害復旧事業）における事業着手までの流れや、災害発生時の支援（被災した地方公共団体等への国の技術職員の派遣等）について記載する。

（1）－1 農業施設災害復旧等事業について

災害が多発化する我が国において、農業者のみで被災施設を適切かつ迅速に復旧することは困難であるため、法（※）に基づき、暴風、洪水、高潮、地震等の自然災害により被害を受けた農地及び農業用施設（水路、ため池、農道等）の災害復旧事業に要する費用について国が補助することにより、被災した地域の農業の維持、農業経営の安定に寄与するものである。

基本補助率は、農地 50%、農業用施設 65%であるが、農家1戸当たりの復旧事業費に応じて高率補助が適用される。激甚災害に指定された場合、補助残の部分について補助の嵩上げが適用される。



復旧方針は、被災した施設を原形に復旧することを目的としているが、被災地の状況に応じて、単に原形復旧を目指すのではなく、再度災害防止と生産性向上の一体的な実施の取組を行っている。

※ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

【年度別予算】 (単位：百万円)

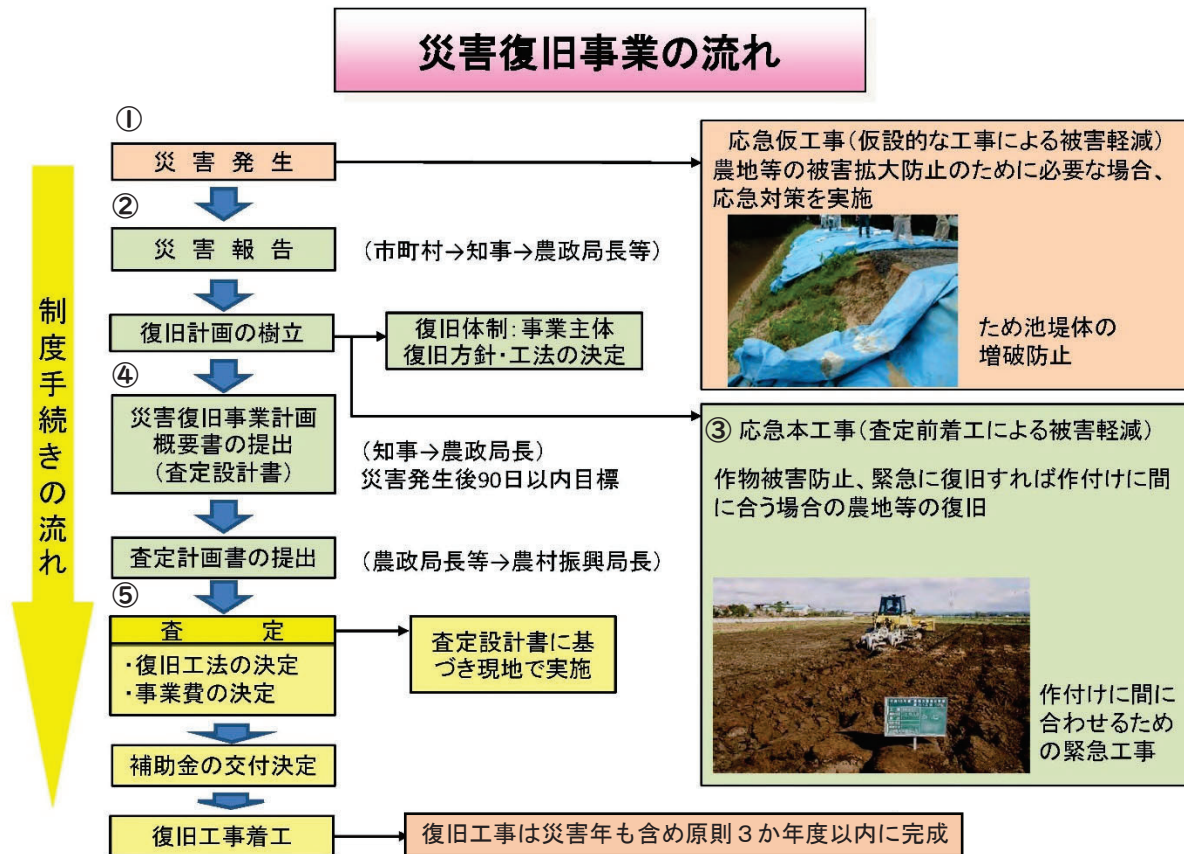
	当初	補正
平成 29 年度	8,163	18,958
平成 30 年度	8,163	58,714
令和元年度	8,303	60,033
令和 2 年度	8,314	101,676
令和 3 年度	8,415	53,957

【事業イメージ】

1. 農業施設災害復旧事業	2. 農業施設災害関連事業
被災した農地・農業用施設の早期復旧	再度災害防止のための施設改築・補強等
<ul style="list-style-type: none">●農地法面の復旧例 ●ため池の復旧例 ●水路の復旧例 	<ul style="list-style-type: none">●復旧と併せた区画整備例 ●復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例 ●農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例 

(1) - 2 農業施設災害復旧等事業における災害発生から復旧までの流れ

災害復旧事業を災害発生から復旧までの段階ごとに示すと、以下のとおりである。
 なお、災害の復旧工事については、災害が発生した年を含めて原則3か年度以内に完了することとしている。



① 災害発生 (直後)

災害が発生した際には、まず自治体等において被害状況を確認する。その際、二次災害の防止や用水の確保など、緊急的に実施する必要があるものについては、事業主体 (都道府県・市町村等) の判断で査定前着工として応急仮工事を実施できる。

応急工事の実施例(応急仮工事)

○早期営農のための応急工事【道路】



○被災状況の説明

道路谷側の既設練積ブロックが崩壊したため、道路に段差が発生し、耕作者等の通行が不可能となった。

○応急工事の説明

道路谷側に大型土のうを設置して段差を解消するとともに、路面に砂利を敷設し、耕作者等の通行が可能となった。

② 災害報告（発生後3週間程度）

被害が発生した場合は、市町村、土地改良区、その他の施設の管理者は直ちに被災地域を調査し、被災した施設名、箇所数、被害額を把握する。市町村は所管地域内の被害を取りまとめて都道府県に報告し、都道府県は、その管内の被害を取りまとめて農林水産省農村振興局長及び地方農政局長に報告する。

被害が判明したものから速報的に順次報告を行い、当該災害の被害総額等を確認したときは遅滞なく被害報告書を作成し、農村振興局長及び地方農政局長に報告することとしている。

被害報告の期限については特に限定されていないが、災害復旧の緊急性に鑑み被害総額を災害発生後3週間以内に報告することが望ましいものとしている。

また、一都道府県の被害推定額が10億円以上の場合は、災害概要報告書を災害発生後1週間以内に農村振興局長及び地方農政局長に提出することとしている。

被害報告額は、激甚災害指定の基礎や復旧事業所要額の推定等の資料としている。

③ 査定前着工（応急本工事）

農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前に応急本工事を実施することが可能である。応急本工事は事前に都道府県及び農政局と打合せが必要となるが、土砂の撤去等については、事業主体の判断で復旧工事に着手可能で

ある。

応急工事の実施例(応急本工事)

○2次災害防止のための応急工事【水路】



○被災状況の説明

ガレキが排水路の通水を阻害している。

○応急工事の説明

排水路のガレキ除去

④ 災害復旧事業計画概要書(査定設計書)の提出(発災から概ね3か月以内)

被災地域の関係者は、事業主体、復旧方針、工法を決定する。その後、事業主体が所定の様式に従って箇所別に査定設計書を作成し、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出する。

⑤ 査定 ～ 事業着手

都道府県知事から提出された査定設計書に基づいて農林水産省は調査官を現地に派遣して査定を実施し、財務省の立会官が立会する。

査定においては、原則として箇所ごとに被災事実を現地において確認し、その被災状況に対して申請された復旧事業が法令に定められた採択条件に合致し、かつ技術的に妥当な工法であるかどうかを検討し、適正でない場合は訂正を行い、復旧工法及び事業費を決定する。なお、申請額が500万円未満(平成29年～令和3年までは200万円未満)の場合は、会議室等において書類のみで行う机上査定を適用することができる。

その後、査定によって決定した事業費をもって、各都道府県に対し事業費の決定通知を行い、査定設計書に基づき事業が実施される。

【災害査定の効率化】※1

大規模災害発生時、被災施設の早期復旧を支援するため、法（※2）に基づく激甚災害指定の見込みが立った時点で「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年災から運用を開始）を適用し、災害査定の効率化を図っている。

本査定方針において効率化の内容を事前にルール化することにより、迅速な適用が図られ、被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に削減することが可能となる。

[本査定方針による効率化により期待される効果]

- ・机上査定上限額の引上げ※3により、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮。
- ・採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加。（「採択保留」とは、事業費の決定見込額が一定額以上となる場合に、事業の採択を現地で行わず本省で行うこと。）
- ・査定設計書に添付する図面、写真を簡素化※4するため、査定資料の準備期間が短縮。

※1 災害査定効率化について詳しくは、別紙1を参照

※2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

※3 会議室等において書類のみで行う机上査定について、今回の評価期間である平成29年度～令和3年度においては、本査定方針により机上査定の対象を激甚災害に指定されない災害における通常の200万円未満から引き上げているが、令和4年度から通常の机上査定を200万円未満から500万円未満に拡大しており、本査定方針により、この額から上限額を引き上げている。

※4 既存図面や航空写真、代表断面図を活用することで、新たな測量、作図等を不要とすることや、被災写真も始点、終点及び全景のみの必要最低限にすることを可能としたもの。

(2) - 1 農林水産業共同利用施設災害復旧事業について

我が国は異常気象や地震等による災害を受けやすく、災害復旧に要する費用は毎年膨大となっている。そのため、被災した農林水産業共同利用施設(※1)を復旧するにあたり、地方自治体や民間の経済力では復旧を適切かつ迅速に実施するのは困難なため、法(※2)に基づき、国が補助を行い、確実に復旧を行うことで、被害を受けた農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与するものである。基本補助率については、20%であるが、激甚災害に指定された場合、補助残の部分について補助の嵩上げが適用される。

復旧方針は、原形復旧が原則であり、原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合においては、これに代わるべき必要な施設の復旧を行うことが出来るものとしている。

※1 農林水産業共同利用施設とは、農林水産業倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設等を指す。

※2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

【年度別予算】

(単位：百万円)

	当初	補正
平成 29 年度	25	346
平成 30 年度	25	316
令和元年度	25	438
令和 2 年度	25	-
令和 3 年度	25	-

<主な対象施設>



農林水産物倉庫



農林水産物処理加工施設



農林水産物処理加工施設



農林水産業用生産資材倉庫



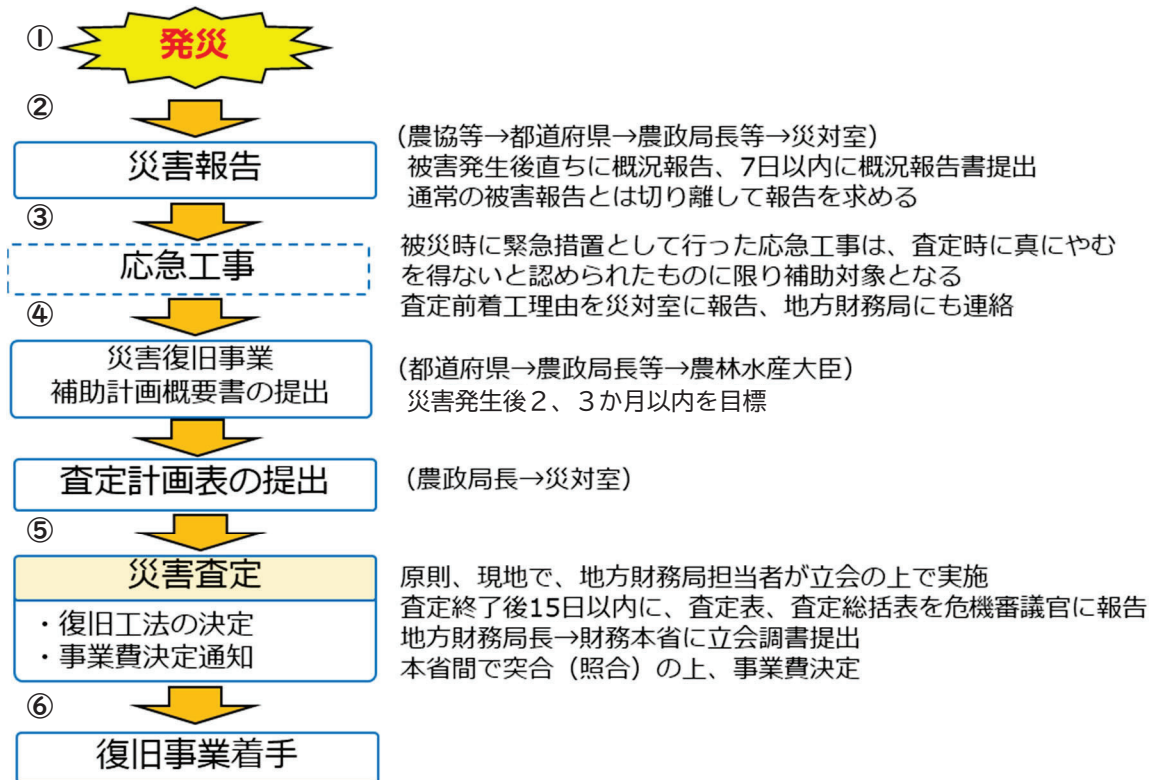
共同作業場



種苗生産施設

(2) - 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業における災害発生から復旧までの流れ

災害復旧事業を災害発生から復旧までの段階ごとに示すと、以下のとおりである。
 なお、災害の復旧工事については、災害が発生した年を含めて原則3か年度以内に完了することとしている。



① 災害発生直後

農業協同組合等の施設の所有者は、災害が発生したときは、直ちに被災箇所を調査し、資料を収集整理する(被災時の気象状況の把握、被災状況の写真撮影)。

② 災害報告(発生後1週間程度)

農業協同組合等の施設の所有者は、被災した施設名、箇所数、被害額を都道府県に報告する。

都道府県は、農業関係にあつては地方農政局長(北海道にあつては危機管理・政策立案総括審議官、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)、林業関係にあつては林野庁長官、水産業関係にあつては水産庁長官に報告する。

③ 応急工事

二次災害の防止など、緊急的に実施する必要があるものについては、事業主体(農

業協同組合、地方公共団体等)の判断で査定前着工として応急工事を実施できる。

なお、被災時に緊急措置として行った応急工事については、査定時に真にやむを得ないと認められたものに限り補助対象となる。

④ 災害復旧事業(補助)計画概要書の提出(発災から概ね2か月から3か月以内)

都道府県は、箇所別に災害復旧事業(補助)計画概要書を作成し、災害発生後2、3か月以内を目標に農林水産大臣に提出する。

【復旧指導】

国及び都道府県は必要に応じ、事業主体に対して被災地域の調査や法令に基づいた復旧方針、復旧工法の指導・助言を行う。

【災害査定効率化】

(1) - 2⑤に記載の【災害査定効率化】と同内容であるため、9ページを参照。

⑤-1 査定

都道府県知事から提出された災害復旧事業(補助)計画概要書に基づいて農林水産省は調査官を現地に派遣して査定を実施し、財務省の立会官が立会する。

災害査定は、原則として箇所ごとに現地において被災事実を確認し、採択要件に合致するか、技術的に妥当な工法であるか等の審査を行う。

⑤-2 災害復旧事業費の決定

農林水産省と財務省は、査定調書と立会調書を照合し、農林水産大臣が事業費を決定のうえ各都道府県に対して事業費の決定通知を出す。

⑥ 事業着手

事業費の決定通知を受けた事業主体は、決定のあった災害復旧事業(補助)計画概要書に基づき事業に着手する。

(3) 災害発生時の支援

災害発生後の二次災害防止及び迅速な応急対応を図るため、速やかに MAFF-SAT (農林水産省・サポート・アドバイsteam) を派遣し、被害状況調査やポンプ貸出し等の初動対応を実施している。

1) MAFF-SAT による支援 (人的支援)

災害対応に不慣れな地方自治体を支援するため、都道府県や市町村からの要請のほか、災害の規模によっては初動対応として要請によらず農林水産省から職員を派遣 (プッシュ型) し、市町村の対応状況などの初期情報収集や査定前着工制度など活用可能な支援制度の情報提供を行っている。また、その後、支援を要する市町村等に対し、被害把握の支援、二次被害防止のための応急対策や復旧工法等の助言、指導を行うことにより、被害拡大防止と早期復旧・早期営農再開に取り組んでいる。

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries - Support Advice Team (農林水産省・サポート・アドバイsteam) の略称。

派遣された職員は、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援を行います。

また、必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施します。



2) 災害応急用ポンプの貸出しによる支援

過去の災害では農林水産省が保有する数多くの災害応急用ポンプの貸出しを行い、農地の湛水排水や営農継続のための用水確保の支援を実施している。

また、令和2年度に新たに排水ポンプ車を各農政局に配備し、各地で活用されている。

○災害応急用ポンプ等の貸出

・各地方農政局が保有管理している、災害応急用ポンプ、排水ポンプ車等の貸出



災害応急用ポンプ



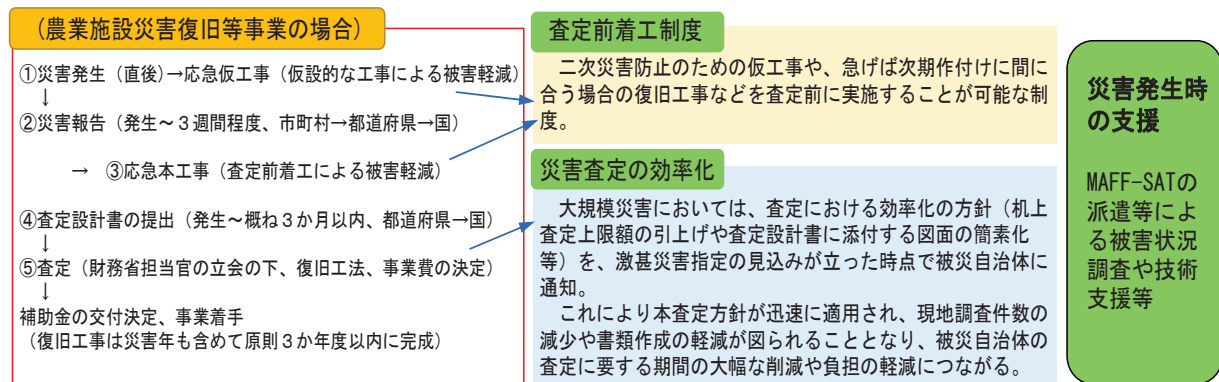
排水ポンプ車

(4) 政策効果の把握の手法

当項目では災害復旧事業の流れ等について記載したが、そのうち、項目6に記載の効率性（災害査定事務等の効率化）及び有効性（災害発生時の支援や事業の早期着手・復旧完了の状況）の観点から、下図の査定前着工制度、災害査定の効率化、災害発生時の支援については、自治体の負担軽減や早期復旧に資するとともに、自治体の体制を支援することで、被害把握や事業着工までの期間短縮に繋がることから、これらの評価が重要となる。

このことから、特にこれらの制度等に着目の上、評価対象期間内（平成29年度～令和3年度）に発生した代表的な災害における取組結果や課題について、項目9において取りまとめることにより、政策効果を把握することとする。

【自治体の負担軽減や早期復旧に資する制度等】



8 評価対象期間の代表的な災害について

(1) 過去に発生した災害

平成29年から令和3年までの5か年において、豪雨、台風、地震、降雪、火山噴火等、多くの災害が発生した。各年に発生した主な災害ごとの農林水産関係被害の状況は、下の表のとおりである(※)。

災害は種類により被害や対応が異なる。このため、発生頻度が比較的高く、かつ被害が甚大になる可能性が高いという観点から、豪雨、台風、地震について、甚大な被害が出たものを代表例に挙げ(赤枠の災害)、それぞれの災害の特徴や概要について記載することとする。

なお、豪雨及び台風については、併せて発生する機会が多いため、主として被害が出た原因により分類している。

※ 1月1日から12月31日までに発生した災害を集計している。

○平成29年災害

単位:千円

	平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月30日からの大雨による被害状況 平成29年6月7日から7月27日		平成29年台風第5号による被害状況 平成29年8月4日から8月8日		平成29年台風第18号による被害状況 平成29年9月15日から9月19日		平成29年台風第21号による被害状況 平成29年10月21日から10月23日		平成29年台風第22号による被害状況 平成29年10月28日から10月30日	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
農林水産業関係 全体被害額 ※農作物等、林野関係、水産関係を含めた全体額		112,357,853		7,952,702		34,269,011		65,986,471		3,608,372
		1,124億円		80億円		343億円		660億円		36億円
農地・農業用施設(全体被害額の内数)		56,503,986		2,724,860		14,559,700		21,332,396		538,000
農地	13,212箇所	29,020,169	505箇所	773,470	5,268箇所	6,645,100	2,596箇所	5,443,655	29箇所	114,000
農業用施設等	10,412箇所	27,483,817	455箇所	1,951,390	3,995箇所	7,914,600	3,255箇所	15,888,741	61箇所	424,000
共同利用施設(全体被害額の内数)	46箇所	232,663	55箇所	4,962	20箇所	17,366	155箇所	134,945	25箇所	13,212
主な被害都道府県	福岡、秋田、大分		鹿児島、山梨		大分、北海道		新潟、三重、京都、千葉		宮崎、鹿児島	

○平成30年災害

単位:千円

	平成30年7月豪雨による被害 平成30年6月28日～7月8日		平成30年台風第21号による被害 平成30年9月3日～9月5日		平成30年北海道胆振東部地震による被害 平成30年9月6日		平成30年台風第24号による被害 平成30年9月28日～10月1日	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
農林水産業関係 全体被害額 ※農作物等、林野関係、水産関係を含めた全体額		340,908,821		46,808,212		114,472,060		66,433,605
		3,409億円		468億円		1,145億円		664億円
農地・農業用施設(全体被害額の内数)		141,960,414		1,791,240		57,958,690		11,563,900
農地	26,821箇所	56,507,246	489箇所	866,180	161箇所	5,600,000	2,579箇所	4,215,350
農業用施設等	23,371箇所	85,453,168	333箇所	925,060	144箇所	52,358,690	2,511箇所	7,348,550
共同利用施設(全体被害額の内数)	167箇所	1,256,436	488箇所	595,304	52箇所	3,303,000	306箇所	483,242
主な被害都道府県	広島、愛媛		和歌山、大阪、滋賀		北海道		宮崎、静岡、鹿児島、鳥取	

○令和元年災害

単位:千円

	令和元年8月の前線に伴う大雨に係る被害 令和元年8月26日～29日		令和元年房総半島台風 台風第15号 令和元年9月7日～9日		令和元年東日本台風等 台風第19号 令和元年10月10日～13日 低気圧による大雨 令和元年10月24日～26日	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
農林水産業関係 全体被害額 ※農作物等、林野関係、水産関係を含めた全体額		22,499,878 225億円		76,961,401 770億円		344,668,339 3,447億円
農地・農業用施設(全体被害額の内数)		12,346,225		1,943,399		210,128,749
農地	2,084箇所	4,742,186	292箇所	431,000	25,651箇所	78,838,697
農業用施設等	2,037箇所	7,604,039	435箇所	1,512,399	24,496箇所	131,290,052
共同利用施設(全体被害額の内数)	7箇所	78,575	740箇所	1,201,948	395箇所	2,373,376
主な被害都道府県	佐賀、福岡、長崎		千葉、茨城、静岡		宮城、長野、福島	

○令和2年災害

単位:千円

	令和2年7月豪雨に係る被害 令和2年7月3日～31日		令和2年台風第10号に係る被害 令和2年9月4日～7日	
	箇所数	金額	箇所数	金額
農林水産業関係 全体被害額 ※農作物等、林野関係、水産関係を含めた全体額		220,791,731 2,208億円		14,933,231 149億円
農地・農業用施設(全体被害額の内数)		103,245,908		2,056,230
農地	22,784箇所	43,645,592	341箇所	596,030
農業用施設等	14,909箇所	59,600,316	283箇所	1,460,200
共同利用施設(全体被害額の内数)	61箇所	4,208,619	335箇所	568,445
主な被害都道府県	熊本、大分、山形、福岡、長野、鹿児島		長崎、鹿児島、宮崎、佐賀	

○令和3年災害

単位:千円

	令和3年福島県沖を震源とする地震 令和3年2月13日		令和3年7月1日からの大雨 令和3年7月1日～19日		令和3年8月11日からの大雨 令和3年8月11日～26日	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
農林水産業関係 全体被害額 ※農作物等、林野関係、水産関係を含めた全体額		7,268,919 73億円		44,833,910 448億円		87,536,926 875億円
農地・農業用施設(全体被害額の内数)		2,696,088		28,231,927		44,258,450
農地	84箇所	429,800	6,046箇所	13,478,394	6,677箇所	16,514,064
農業用施設等	415箇所	2,266,288	4,871箇所	14,753,533	5,921箇所	27,744,386
共同利用施設(全体被害額の内数)	76箇所	645,254			11箇所	392,741
主な被害都道府県	宮城、福島		島根、鳥取、鹿児島、広島、静岡		佐賀、広島、長野、福岡、長崎	

(2) 代表的な災害

1) 豪雨による災害

豪雨による災害については、発災期間が長期化する場合が多く、多量の降雨により農地の湛水や土砂流入、ため池の決壊、農道の法面崩壊等の被害を引き起こす。

平成 29 年から令和 3 年までの 5 か年で主に豪雨による災害で被害が特に甚大であったのは、平成 30 年 7 月豪雨による災害であった。この災害は、西日本を中心に全国的に長時間の記録的な大雨を観測し、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。中国地方、四国地方を中心に全国各地でライフライン、交通インフラ等に甚大な被害をもたらすとともに、農業関係の被害についても、農地・農業用施設で約 1,420 億円、農林水産業共同利用施設で約 13 億円に上った。

●平成 30 年 7 月豪雨の気象概要

平成 30 年 6 月 28 日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線は 7 月 4 日にかけて北海道付近に北上した後、7 月 5 日には西日本まで南下してその後停滞した。また、6 月 29 日に日本の南で発生した台風第 7 号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7 月 4 日 15 時に日本海で温帯低気圧に変わった。

前線や台風第 7 号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。

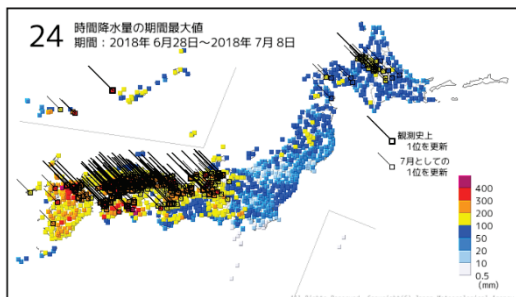
6 月 28 日から 7 月 8 日までの総降水量が四国地方で 1,800 ミリ、東海地方で 1,200 ミリを超えるところがあるなど、7 月の月降水量平年値の 2～4 倍となる大雨となったところがあった。

また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で 24、48、72 時間降水量の値が観測史上第 1 位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。

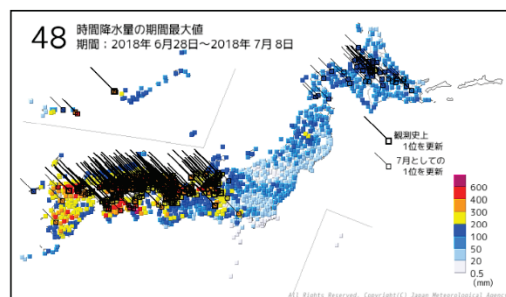
この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の 1 府 10 県に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけた。

風については、台風第 7 号の通過に伴い、沖縄から西日本で 7 月 1 日から 5 日にかけて最大風速 20 メートルを超える非常に強い風を観測した。また、沖縄・奄美から九州地方にかけて海は大しけとなった。これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となった。また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生した。

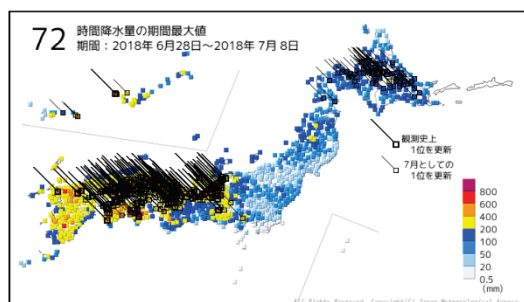
24 時間降水量の期間最大値の分布図 (6 月 28 日 0 時～7 月 8 日 24 時)



48 時間降水量の期間最大値の分布図 (6 月 28 日 0 時～7 月 8 日 24 時)



72時間降水量の期間最大値の分布図(6月28日0時~7月8日24時)



※平成30年7月豪雨(前線及び台風台7号による大雨等)(気象庁)から抜粋

2) 地震による災害

地震による災害については、突発的に発生するため、事前の対処が困難であり、大規模な地震が発生した場合、農地や農道の崩壊、水路やため池の損壊等の被害を引き起こす。平成29年から令和3年までの5か年において、主に地震による災害で被害が特に甚大であったのは、平成30年北海道胆振^{いぶり}東部地震による災害であった。この災害は、北海道胆振地方中東部において最大震度7を観測し、土砂崩れの面積は明治以降最大の13.4k㎡(速報値)に及ぶなど、局地的に甚大な被害をもたらした。被害額は農地・農業用施設で約580億円、農林水産業共同利用施設で約33億円に上った。

●平成30年北海道胆振東部地震

平成30年9月6日03時07分に、胆振(いぶり)地方中東部を震源とするマグニチュード(M)6.7の地震が発生し、北海道厚真町(あつまちょう)で震度7、安平町(あびらちょう)、むかわ町で震度6強を観測したほか、北海道から中部地方の一部にかけて震度6弱~1を観測した。

気象庁はこの地震に対して、最初の地震波の検知から7.3秒後の03時08分12.6秒に緊急地震速報(警報)を発表した。この地震は陸のプレート内で発生し、発震機構は東北東-西南西方向に圧力軸を持つ逆断層型であった。

その後、この地震の震源周辺で地震活動が活発になり、震度1以上を観測する地震は10月31日までに311回発生した(震度5弱:2回、震度4:20回、震度3:35回、震度2:81回、震度1:173回)。この地震により、死者41人、負傷者749人、住家全壊409棟、住家半壊1,262棟などの被害を生じた(10月29日17時30分現在、総務省消防庁による)。気象庁は、この地震及びその後の一連の地震活動について、その名称を「平成30年北海道胆振東部地震」と定めた。

最大震度7を観測した9月6日03時07分の地震の震度分布と推計震度分布図を図1-1-1に示す。

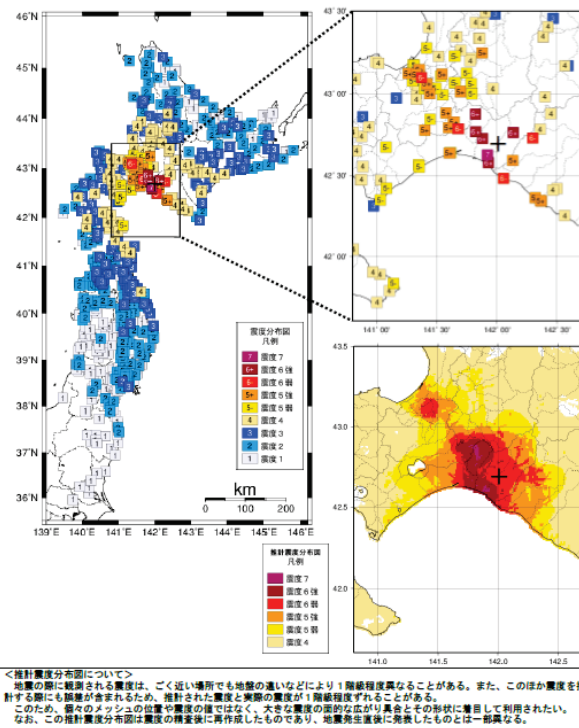


図1-1-1 9月6日03時07分 胆振地方中東部の地震(深さ37km、M6.7、最大震度7)の震度分布図
(+印は震央を示す)
(地震発生直後に発表した震度データに加え、その後入手した震度データも用いて作成)

※災害時地震報告 平成30年北海道胆振東部地震(平成31年2月28日 気象庁)から抜粋

3) 台風による災害

台風による災害については、発災期間は比較的短いですが、多量の降雨に加え、暴風が発生し、降雨による被害のほか、暴風によるハウス等の施設の損壊、農作物の倒伏、果実の落果等の被害を引き起こす。

平成29年から令和3年までの5か年において、主に台風による災害で被害が特に甚大であったのは、令和元年東日本台風等による災害であった。この災害は、大型で強い勢力を持った台風が伊豆半島から東北地方にかけて通過したことにより、大雨、暴風が発生し、それらに伴う河川の氾濫、浸水害、土砂災害が発生。関東地方、東北地方を中心として全国的に甚大な被害をもたらし、被害額は農地・農業用施設で約2,101億円、農林水産業共同利用施設で約24億円に上った。

●令和元年東日本台風等の気象概要

・令和元年東日本台風(台風第19号)

10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。

雨については、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。

この大雨について、10月12日15時30分から順次、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた（13日8時40分までにすべて解除）。

風については、東京都江戸川臨海で最大瞬間風速43.8メートルとなり観測史上1位を更新したほか、関東地方の7か所で最大瞬間風速40メートルを超えた。また、台風の接近に伴って大気の状態が非常に不安定となり、千葉県市原市では竜巻と推定される突風が発生した。

波については、波高が静岡県石廊崎で13メートル、京都府経ヶ岬で9メートルを超える記録的な高波が観測された。

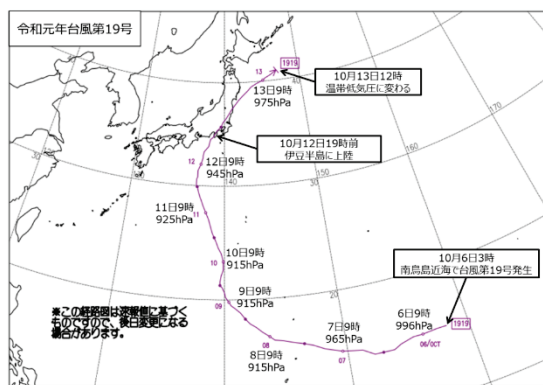
高潮については、東京都三宅島で潮位230センチなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島で、過去最高潮位を超える値を観測したところがあった。

この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。これら大雨による災害及び暴風等により、人的被害や住家被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が発生した。また、航空機や鉄道の運休等の交通障害が発生した。

・低気圧による大雨（10月24日～10月26日）

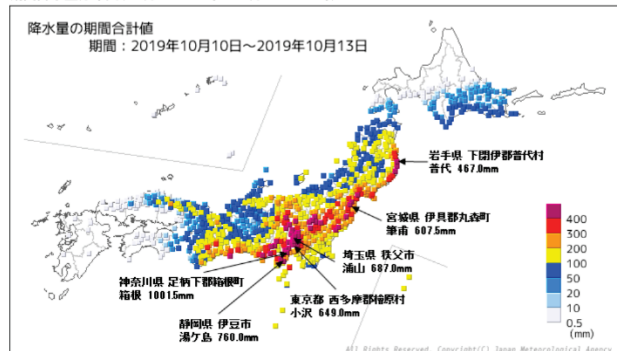
10月23日に東シナ海で発生した低気圧が、24日から26日にかけて、西日本、東日本、北日本の太平洋沿岸に沿って進んだ。この低気圧に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、日本の東海上を北上した台風第21号周辺の湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に広い範囲で総降水量が100ミリを超え、12時間降水量が10月の降水量平年値を超えたところがあった。特に、千葉県や福島県では総降水量が200ミリを超えたほか、3、6時間降水量の観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった。

この大雨の影響で、土砂災害、浸水害、河川の氾濫が発生し、千葉県や福島県を中心に人的被害や住家被害があったほか、停電や断水等ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生した。

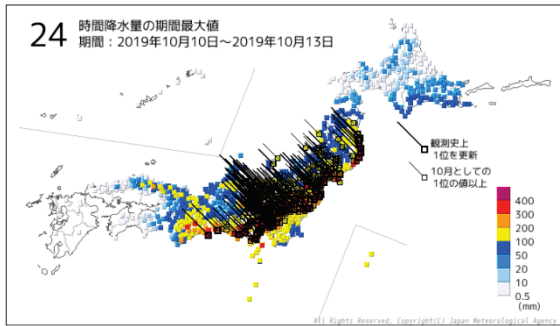


経路上の○印は傍に記した日の9時、●印は21時の位置を示している
※この経路図は速報値に基づくものであり、後日確定したものを別途公表する

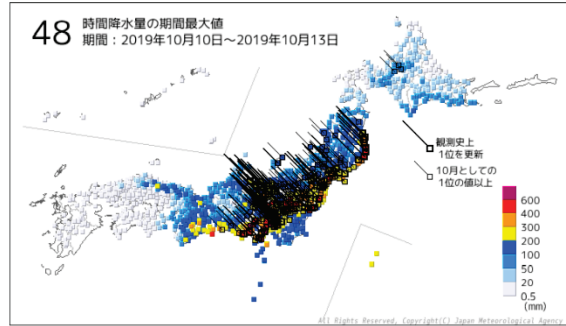
期間降水量分布図(10月10日0時～10月13日24時)



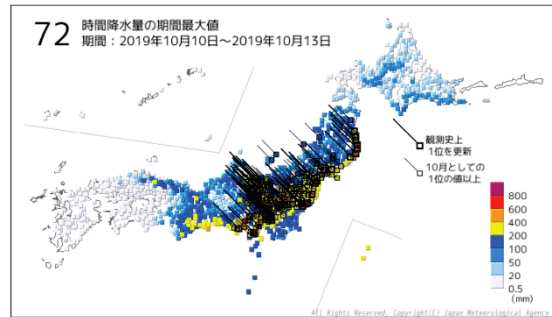
24 時間降水量の期間最大値の分布図(10月10日0時~10月13日24時)



48 時間降水量の期間最大値の分布図(10月10日0時~10月13日24時)



72 時間降水量の期間最大値の分布図(10月10日0時~10月13日24時)



※台風第19号による大雨、暴風等 (気象庁から抜粋)

※低気圧等による大雨 (気象庁から抜粋)

9 代表的な災害における災害復旧の取組結果・課題

項目8で例示した代表的な災害のそれぞれにおいて実施した、災害復旧事業の効率性や有効性に大きく影響を与える査定前着工や災害査定効率化のほか、復旧状況や各災害で実施している特徴的な取組結果を記載する。なお、記載の順番については、より時系列で取組が伝わるよう災害発生時の支援（MAFF-SAT等）から記載した。

また、取組結果から、各災害への対応を通じて得られた成果や課題を整理した。

(1) 平成30年7月豪雨

1) 農地・農業用施設の被害状況

主な農地・農業用施設の被害状況としては、愛媛県宇和島市^{うわじま}を中心に大規模な樹園地の崩落、収穫物運搬に用いる農業用モノレール等の損傷が発生したほか、これらを免れた樹園地においてもパイプライン等の農業用施設の破損により農業用水が確保できない事態が生じた。また、岡山県、広島県等において、農地の湛水や土砂流入が発生したほか、広島県を中心に複数のため池が決壊するなどした。

2) MAFF-SATによる支援

当災害は中国・四国地方を中心に、広域的に浸水や土砂崩れ等の被害が発生したため、被害状況の把握には甚大な労力を要する状況であった。また、同時に断水や交通インフラ等への被害も多発したことから、被災した各自治体においては、これらへの対応が優先される状況にあった。

このような中、農地・農業用施設の被害の全容を早期に把握するため、農政局から、被災各県にリエゾンを派遣（中国四国農政局管内の7県で実施）するとともに、農地・農業用施設の被害状況調査等を支援するために、農政局職員を被災地へ派遣した（リエゾン含め、累計2府18県へ延べ2,327人・日派遣）。

3) 災害応急用ポンプの貸出しによる支援

ため池の安全確保に向けた水位低下等を行うため、災害応急用ポンプの貸出し及び設置の支援を実施し、迅速な対応により被害拡大の防止が図られた（累計7県に64台を貸出し）。

4) 農業施設災害復旧等事業

① 査定前着工

1道2府20県において、災害復旧事業の査定前着工制度を活用し、農地や水路に堆積した土砂の撤去等を実施（応急本工事180件、応急仮工事62件）。

（参考）

- ・ 査定前着工制度について、採択要件の確認や被災写真の整理など同制度を初めて行う担当者が必要最小限の資料整理で済むようにチェックシートを作成し、制度の積極的な活用を周知。

<チェックシートの様式>

査定前着工制度(応急本工事)の申請にかかる各項目のチェック			
事業実施主体担当者：		印	
県 名：			
市 町 村 名：			
旅 行 場 所：			
工 種：			
チェック項目	チェック内容	チェック者	
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件（日雨量30mm等）に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	日雨量30mm、時間雨量20mm等の暫定法、負担法対象の異常な天然現象であるか確認する。
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>	農地（田、畑、わさび田）、農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に該当しているか確認
	事務取扱要綱14.1(5)の査定前着工を行うことが止むを得ないと判断される内容か確認	<input type="checkbox"/>	事務取扱要綱14.1(5)に記載された復旧内容か確認する。
	応急仮工事に該当していないか確認（該当する場合には事業実施主体の判断で実施可能）	<input type="checkbox"/>	二次災害防止等のための仮設工事であれば農政局、都道府県の承認は不要となるため確認する。
	査定前着工の復旧内容を含めて総事業費が40万円以上となるか確認	<input type="checkbox"/>	査定前着工制度で行う工事を含めて、全体で40万円未満の場合は災害復旧事業の対象外となるため確認する。応急本工事は20万円以下のものでも応急本工事を含めた事業費が40万円以上で採択されます。
被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>	査定前着工を行う前の被災した写真をきちんと撮影していないと災害査定時に被災事実の確認ができないため撮影した写真（いろいろな角度から複数枚撮影（携帯電話による写真でも良い））を確認する。	
応急工事業に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>	運転労務費や仮場管理費、一般管理費等は特に必要と認められない限り、対象とならないため確認する。	
2. 提出資料内容のチェック	農地や水路等の土砂撤去などの緊急な工事の場合には2のチェックは省略してよい。金額が大きい場合、ため池の堤体復旧などの高度な技術が必要な場合に記載して下さい。		
	復旧内容が最経済的な工法か確認	<input type="checkbox"/>	査定前着工制度で復旧した工法より安価な工法がある場合には災害査定時に査定される可能性があるため確認する。
	復旧内容が能力アップ（延長、材質、構排水能力の増）をしていないか確認	<input type="checkbox"/>	基本的に原形復旧が原則であるため、能力アップの工法がある場合には災害査定時に査定される可能性があるため、復旧内容を確認する。

注：チェックした項目欄の□に印をすること。
チェック内容に該当しない場合は二重線消線を引きのこと。

② 災害査定効率化

当災害は、激甚災害指定の見込みが立った時点で、大規模災害時における早期復旧に向けた査定方針として下記の方針を適用した。

方針を適用し、机上査定（※1）を実施可能な件数及び採択保留（※2）とならない件数がいずれも全体の9割となるよう机上査定上限額及び査定保留金額の引上げ等を行った結果、迅速な査定に繋がった。

- ・ 適用通知日：7月20日（激甚災害指定見込み発表（内閣府）7月15日）

・机上査定上限額の引上げ

【農地】

都道府県	通常	机上査定上限額
北海道	200万円未満	2,000万円以下
福井県		600万円以下
岐阜県		500万円以下
滋賀県		200万円以下
京都府		450万円以下
大阪府		300万円以下
兵庫県		400万円以下
岡山県		500万円以下
広島県		420万円以下
山口県		500万円以下
徳島県		250万円以下
香川県		550万円以下
愛媛県		1,800万円以下
福岡県		400万円以下
熊本県		400万円以下
大分県		350万円以下
宮崎県		350万円以下
鹿児島県		250万円以下

【農業用施設】

都道府県	通常	机上査定上限額
北海道	200万円未満	3,000万円以下
福井県		1,000万円以下
岐阜県		2,000万円以下
滋賀県		800万円以下
京都府		500万円以下
大阪府		2,630万円以下
兵庫県		500万円以下
奈良県		1,200万円以下
岡山県		2,000万円以下
広島県		2,000万円以下
山口県		700万円以下
徳島県		1,320万円以下
香川県		1,400万円以下
愛媛県		2,000万円以下
福岡県		2,500万円以下
長崎県		500万円以下
熊本県		500万円以下
大分県		500万円以下
宮崎県	600万円以下	
鹿児島県	400万円以下	

・採択保留金額の引上げ

対象施設	通常	採択保留金額
農業用施設	2億円以上	2億5千万円以上

・査定設計書に添付する図面・写真の簡素化

【農地】

北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、
広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

【農業用施設】

北海道、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、
山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※1 「机上査定」とは、会議室等において書類のみで行う査定のこと。机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮。

※2 「採択保留」とは、事業費の決定見込額が一定額以上となる場合に、事業の採択を現地で行わず本省で行うこと。採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加。

③ 復旧状況

農地・農業用施設について令和2年1月末時点（発災から1年6カ月）で災害復旧事業13,735件（農地7,677件、農業用施設6,058件）のうち9,721件が着手済み、うち5,973件で竣工しており、迅速に復旧事業を進めている。令和4年9月末時点（発災から4年2カ月）では、着手率99.6%、復旧率94.8%であり、大半の農地・農業用施設で復旧事業が完了している。

○被災農業用施設の復旧例（農道）



復旧前



復旧後

④ 災害復旧に向けた取組

- i. 愛媛県宇和島市^{うわじま}において、被災した樹園地の復旧に当たり、他事業も活用しながら未被災の周辺園地を含めて緩傾斜化を実施。

河内地区の復旧状況



復旧前



復旧の様子（令和4年7月）

- ii. 広島県呉市^{くれ}において、山からの土石流等により甚大な被害を受けた農地を大区画化し、復旧と併せて生産性向上を一体的に実施。



4) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

① 復旧状況

当災害では主に土砂崩れや浸水による被害が農林水産物倉庫や種苗生産施設等で発生した。

迅速に復旧事業を進め、令和元年3月末時点（発災から8カ月）で災害復旧事業16件のうち、12件が竣工しており、令和3年度末時点（発災から2年8カ月）では、全ての農林水産業共同利用施設について復旧事業が完了している。

(2) 平成30年北海道胆振東部地震

1) 農地・農業用施設の被害状況

北海道厚真町^{あつまちょう}で震度7、安平町^{あひらちょう}、むかわ町で震度6強を観測した地震により大規模な土砂災害が発生し、農地・農業用施設への土砂堆積や損壊、鳥獣防護柵の損壊等の被害も発生した。

2) MAFF-SAT による支援

局地的で甚大な被害により、被災自治体のみで対応するには非常に困難な状況であったことから、農林水産省は MAFF-SAT により災害発生時から被害状況調査や復旧工法の助言などの技術支援を実施した（延べ1,065人・日派遣）。

3) 農業施設災害復旧等事業

① 査定前着工

北海道において、査定前着工制度を活用し、堆積した土砂の撤去を実施した（応急本工事1件）。

（参考）

- ・農村振興局が早期の復旧に向け、災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用について通知。

② 災害査定効率化

当災害は、激甚災害指定の見込みが立った時点で、大規模災害時における早期復旧に向けた査定方針として下記の方針を適用した。

方針を適用し、机上査定（※）を実施可能な件数が全体の9割となるよう机上査定上限額の引上げ等を行った結果、迅速な査定に繋がった。

- ・適用通知日：9月20日（激甚災害指定見込み発表（内閣府）9月13日）

- ・机上査定上限額の引上げ

【農地】

都道府県	通常	机上査定上限額
北海道	200万円未満	6,600万円以下

【農業用施設】

都道府県	通常	机上査定上限額
北海道	200万円未満	7,200万円以下

・ 査定設計書に添付する図面・写真の簡素化

【農地】北海道

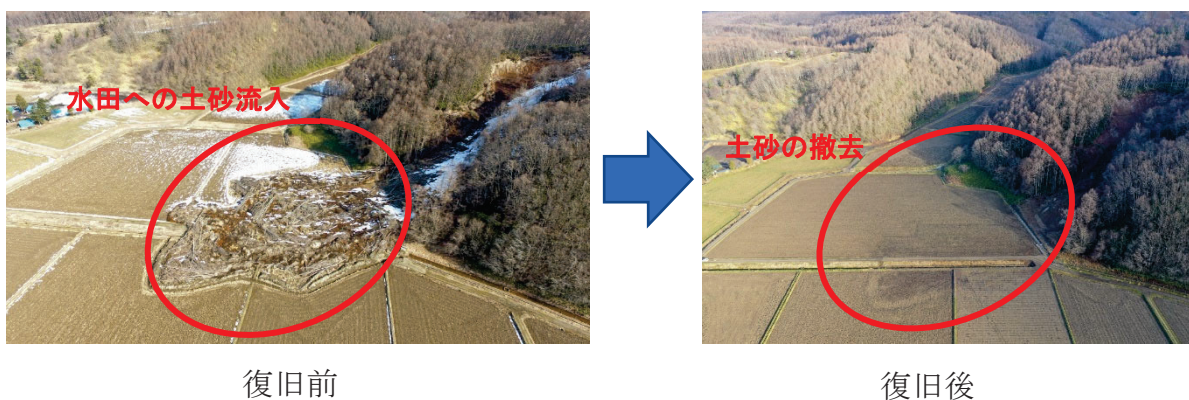
【農業用施設】北海道

※ 「机上査定」とは、会議室等において書類のみで行う査定のこと。机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮。

③ 復旧状況

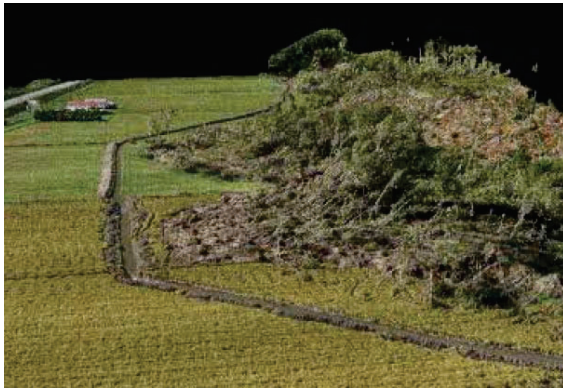
農地・農業用施設について令和元年8月末時点（発災から1年）で災害復旧事業178件（農地96件、農業用施設82件）のうち174件が着手済み、うち52件で竣工しており、迅速に復旧事業を進めた。令和4年9月末現在（発災から4年1カ月）では、着手率100%、復旧率98.9%であり、復旧に時間を要する用水路等を除き、大半の農地・農業用施設について復旧事業が完了している。

○被災農地の復旧例（水田）



④ 災害復旧に向けた取組

北海道胆振東部地震により、農地・農業用施設に山腹崩壊による大量の土砂や流木が堆積する被災を受けた。そのため、余震による法面崩壊など、堆積土砂厚さの調査中に二次被害が懸念されたため、11月12日にUAV（ドローン）を活用した農地への流入土砂等の測定を可能とする通知を行った。ドローンの活用によって、より安全で迅速な調査が行われ、農地農業用施設の早期復旧に資するものとなった。



UAVで取得した三次元点群データ



UAV作業風景

4) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

① 復旧状況

当災害における災害復旧事業は、共同作業場（集出荷貯蔵施設）の1件であり、令和3年度末時点（発災から2年6カ月）では、復旧事業は完了している。

(3) 令和元年東日本台風等

1) 農地・農業用施設の被害状況

当災害では、河川氾濫に伴う農地や果樹園への土砂流入、農業用施設の浸水等の被害が、関東～東北地方を中心に広範囲において発生した。

2) MAFF-SAT による支援

令和元年10月12日～12月27日、東北・関東・北陸農政局より、延べ455人・日の職員（リエゾン）を派遣した。また、被害を受けた農地・農業用施設等の査定を早期に終える必要があったことなどから、地方農政局より、延べ1,556人・日の職員を派遣し、被害状況調査や査定設計書作成への技術的助言等を実施した。

3) 災害応急用ポンプの貸出しによる支援

河川堤防の決壊による排水機場の浸水、農地の湛水被害に対する即時排水等のため、排水ポンプ車や災害応急用ポンプの貸出し及び設置の支援を実施し、排水が進んだことで被害状況の迅速な把握が可能となった（累計4県に55台を貸出し）。

4) 農業施設災害復旧等事業

① 査定前着工

1都11県において、査定前着工制度を活用し、農地や水路に堆積した土砂の撤去等を実施した（応急本工事105件、応急仮工事53件）。

（参考）

・農村振興局が早期の復旧に向け、災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用について通知。

② 災害査定効率化

当災害は、激甚災害指定の見込みが立った時点で、大規模災害時における早期復旧に向けた査定方針として下記の方針を適用した。

方針を適用し、机上査定（※1）を実施可能な件数及び採択保留（※2）とならない件数がいずれも全体の9割となるよう机上査定上限額及び採択保留額の引上げ等を行った結果、迅速な査定に繋がった。

・適用通知日：10月25日（激甚災害指定見込み発表（内閣府）10月18日）

・机上査定上限額の引上げ

【農地】

都道府県	通常	机上査定上限額
岩手県	200万円未満	250万円以下
宮城県		1,200万円以下
福島県		1,200万円以下
茨城県		3,000万円以下
栃木県		3,000万円以下
群馬県		1,000万円以下
埼玉県		2,500万円以下
千葉県		1,000万円以下
神奈川県		1,000万円以下
山梨県		400万円以下
長野県		3,000万円以下
静岡県		2,000万円以下
新潟県		700万円以下

【農業用施設】

都道府県	通常	机上査定上限額
岩手県	200万円未満	400万円以下
宮城県		2,500万円以下
福島県		2,500万円以下
茨城県		5,200万円以下
栃木県		3,000万円以下
群馬県		2,000万円以下
埼玉県		4,700万円以下
千葉県		900万円以下
東京都		900万円以下
神奈川県		3,000万円以下
山梨県		1,800万円以下
長野県		6,000万円以下
静岡県		4,900万円以下
新潟県		1,400万円以下

・採択保留金額の引上げ

対象施設	通常	採択保留金額
農業用施設	2億円以上	4億円以上

・査定設計書に添付する図面・写真の簡素化

【農地】

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県

【農業用施設】

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県

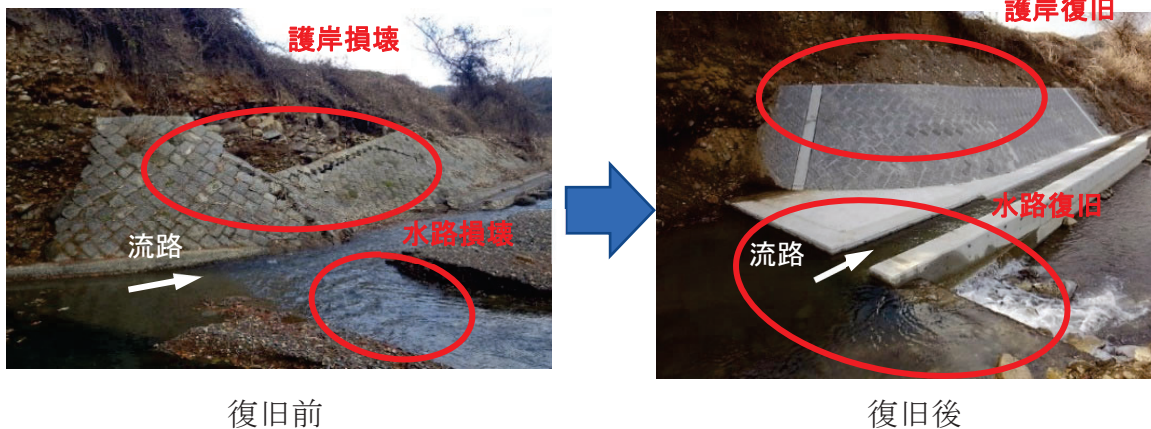
※1 「机上査定」とは、会議室等において書類のみで行う査定のこと。机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮。

※2 「採択保留」とは、事業費の決定見込額が一定額以上となる場合に、事業の採択を現地でせず本省で行うこと。採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加。

③ 復旧状況

農地・農業用施設について令和2年9月末時点（発災から1年）で災害復旧事業8,151件（農地4,486件、農業用施設3,665件）のうち6,939件が着手済み、うち3,888件で竣工しており、迅速に復旧事業を進めている。令和4年9月末時点（発災から3年）では、2地区を除き全てで着手し、復旧率は91.6%であり、河川復旧工事を伴い復旧に時間がかかる農地等を除き、大半の農地・農業用施設等で復旧事業が完了している。

○被災農業用施設の復旧例（取水施設）



④ 災害復旧に向けた取組

令和元年東日本台風等においては、揚排水機場の浸水による被害が多かったことから、洪水による施設の被害だけでなく、広範囲の浸水被害など地域一帯が大規模な被害を受けた場合において、被災原因となった洪水等から守られるよう必要に応じて防水処理を災害復旧事業の対象とする通知を行った。

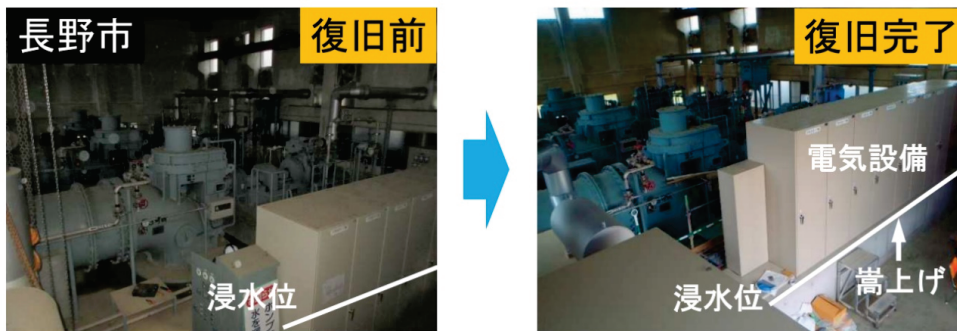
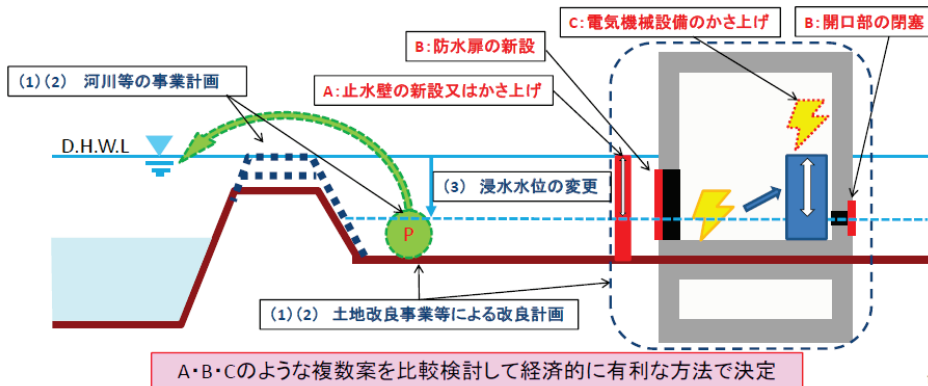
1. 査定要領第15(2)カ及び災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱の運用

- (1) 他の事業による計画がなく、被災原因となった災害を与えた洪水等から守られないこと。
- (2) 他の事業による対策が実施された場合においても、被災原因となった洪水等から守られないこと。
- (3) 他の事業により想定浸水水位に変更があった場合は、災害復旧事業で実施する対策の浸水水位と整合を図ること。



上記の内容を確認し、以下の復旧工法により災害復旧事業を実施

洪水により被災した対象施設の復旧において、浸水水位までの防水処置(止水壁の新設又はかさ上げ・防水扉の新設・開口部の閉塞等・電気機械設備のかさ上げ)が復旧の対象となる。



長野県の復旧事例

●動画による災害復旧事業の記録

令和元年東日本台風によって、福島県石川町の社川にある水管橋が約 150 m 下流に流されてしまいました。早期の復旧が必要とされる中、東北農政局において、工期を短縮する災害復旧計画を立案し、官民一体となって工事を進め、翌年の作付け前までに水管橋を復旧した様子を動画で公開しています。



事業の様子 Movie 集：東北農政局
<https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kokuei/jigyoushoukai.html>

5) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

① 災害査定の効率化

当災害は、激甚災害指定の見込みが立った時点で、大規模災害時における早期復旧に向けた査定方針として下記の方針を適用した。

方針を適用し、机上査定を実施可能な件数及び採択保留とならない件数がいずれも全体の7割となるよう机上査定上限額の引上げを行った結果、迅速な査定に繋がった。

- ・適用通知日：10月25日（激甚災害指定見込み発表（内閣府）10月18日）

- ・机上査定上限額の引上げ

 - 宮城県 6,000 千円、福島県 9,000 千円、千葉県 2,000 千円

- ・査定設計書に添付する図面・写真の簡素化

 - 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県

② 復旧状況

当災害では主に土砂崩れや浸水による被害が農林水産物倉庫や種苗生産施設等で発生した。令和2年9月末時点（発災から1年）で災害復旧事業14件のうち、10件は竣工しており、令和3年度末時点（発災から2年6ヶ月）では全ての復旧事業が完了している。

(4) 各災害への対応を通じて得られた成果・課題

評価対象期間に発生した代表的な上記3つの災害への取組結果から、以下の成果及び課題が確認された。

1) 成果

- ・査定前着工制度について、採択要件の確認や被災写真の整理など同制度を初めて行う担当者が必要最小限の資料整理で済むように平成30年7月豪雨災害からチェックシートを作成し、同制度の積極的な活用に向けた取組が行われている。また、査定の効率化が図られるよう平成29年2月に策定された「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づく机上査定上限額の引上げや添付書類の簡素化のほか、被災現場における安全な調査のため、ドローンの活用を可能とするなど、早期着工・復旧に向けた取組が適切に行われている。

- ・災害発生から一定期間以内に大部分の工事に着手し、復旧が着実に進んでおり、早期復旧に向けて事業が有効に実施されている。

- ・MAFF-SAT の派遣や災害応急用ポンプの貸出しにより、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止のほか、技術支援により円滑な災害査定に貢献するなど、有効な取組が行われている。

2) 課題

これまでの災害への対応を通じて、効率的・有効的な取組が行われてきた一方で、市町村等において、査定前着工における事前協議や実地査定、事業の計画変更が負担となっていることや、MAFF-SAT による支援活動が認知されていないことなどが見受けられたことから、近年の災害の激甚化・頻発化の一方で市町村の技術系職員が減少する中では、引き続き「災害復旧事業に係る都道府県及び市町村の事務負担の軽減」、「被害把握や早期復旧に向けた技術支援の更なる推進」が必要となる。

10 災害復旧の迅速化に向けた近年の取組

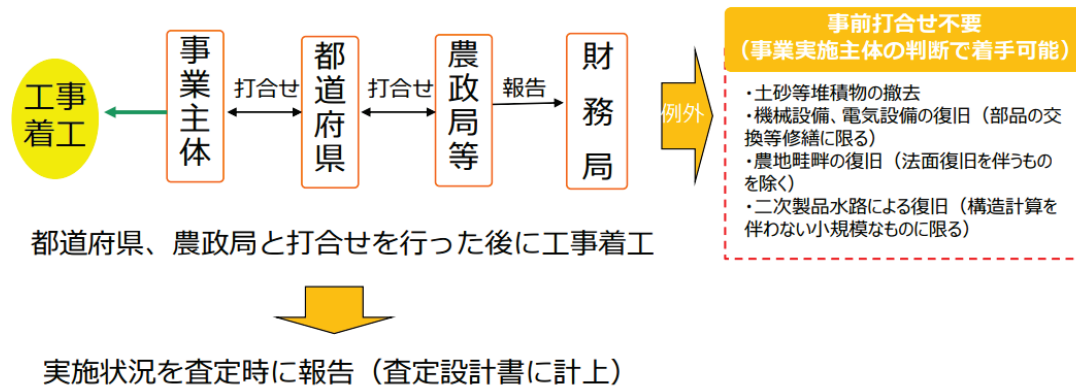
本項では、前項で述べた課題に対し、改善に向けて農林水産省が行った取組を記載する。

(1) 査定前着工の手続の見直し

査定前着工（二次被害防止のための仮工事や緊急に復旧すれば次期作付けに間に合う場合の復旧工事を査定前に行うもの）のうち応急本工事について、市町村としては、申請に当たってその裏付けとして査定設計書の基礎となるような資料の準備を行うなどの負担が生じていたことから、より迅速に実施できるよう「査定前着工の事前打合せ等について」（令和4年1月14日付け3農振2168号-1農村振興局整備部防災課長通知）を発出し、以下の措置を講じた。

- ① 応急本工事に要する事前協議について、事前協議形式を事前打合せ方式とした。
- ② ①のうち土砂撤去等については事前打合せを不要とした。

査定前着工(応急本工事)の流れ



- ・ 打合せについては、Web会議や電話（打合せ資料はメール等で送付）による対応も可能
※打合せ資料：チェックシート、被災写真
- ・ 早ければ即日で着工が可能

(2) 査定関係事務の効率化

自然災害の激甚化、頻発化に伴う災害復旧事業の増加や災害復旧の主な実施主体となる市町村の技術系職員の減少に伴い、実地査定に伴う被災自治体での準備など査定関係事務の負担が大きくなっていることから、都道府県及び市町村の事務の負担軽減及び円滑化を図り、迅速な災害査定の実施に資するよう、以下の措置を講じた。

- ① 災害査定について、更なる効率化が図られるよう、令和4年4月1日付けで「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」(昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農林水産省農村振興局長通知)を改正し、会議室等において書類のみで行う机上査定について、適用範囲を200万円未満から500万円未満に拡大した。
- ② リモートによる災害査定について、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置としてきたが、「机上査定の効率的な実施について」(令和4年4月28日付け農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡)を発出し、農地・農業用施設の申請額が500万円未満の場合や遠隔地で移動に時間を要する場合等においては、対面又はリモートのいずれかの方式を選択できるものとし、今後のリモートによる机上査定の実施方法等について、地方農政局等を通じるなどして関係機関に周知した。
- ③ 災害復旧事務全般の更なる事務負担の軽減が図られるよう、農林水産省が主体となって農地・農業用施設等災害復旧支援システムを開発し、デジタル化を推進することとしている。

(3) 災害復旧事業の計画変更要件の見直し

自然災害の激甚化、頻発化に伴う災害復旧事業の増加や災害復旧事業の主な実施主体となる市町村の技術系職員の減少に伴い、事業の計画変更に係る負担も大きくなっている状況も見受けられることから、計画変更に係る国との協議要件について、小規模・簡易なものを協議対象外とするよう以下の措置を講じた。

- ① 工事費の増減額が変更前の工事費の30%に相当する額又は1,000万円を超えるものは国との協議を要するものとしていたものを、増減額が30%を超過しても300万円以下のものは国との協議を要しない規定に改正（令和3年12月）。
- ② 農地の面積の変更は大小にかかわらず増減した全てにおいて、国との協議を要するものとしていたものを、2割以内の減少は国との協議を要しない規定に改正（令和3年12月）。
- ③ 国との協議を要しない工事内容の変更を「一般事項」及び「農地」などの8工種ごとに規定していたものを、形状、寸法、材質、位置、数量の変更などに「体系化」し、工種に限定しない内容に「大括り化」する規定に改正（令和3年11月）。

【改正後:通知 別紙1】 ※記載内容は概要	【改正前:通知 別紙1】 ※記載内容は概要
<p>(1) 形状、寸法又は材質 ア コンクリート二次製品等の形状、寸法又は材質の変更 イ 施設内外の電線等工事の変更</p> <p>(2) 位置 ア コンクリート二次製品等を設置する位置の変更 イ 操作室の位置の変更 ウ 農地保全施設として行う各種工事の位置の変更</p> <p>(3) 数量 ア 水路又は道路の延長の2割以内で、かつ、15m以内の数量の変更 イ 形状、寸法、材質、位置、数量の変更などに「体系化」し工種に限定しない内容に「大括り化」 ウ 農地保全施設として行う各種工事・・・の数量の変更 オ 土工量、流用土量、購入土量又は敷砂利量の変更</p> <p>(4) その他 違算訂正、入札差金、労務・資材単価・歩掛、採取場所、購入場所、運搬距離、使用機械、コンクリート二次製品・現場打コンクリート構造物間での交互、仮設工 などの変更</p>	<p>【一般事項】 違算訂正、入札差金のみ、労務・資材単価、資材採取場、運搬距離、土工量のみ2割以内、任意仮設工のみ2割以内、使用機械の機種のみ、標準ブロックから市販ブロック などの変更</p> <p>【農地】 測量誤差による土量、搬入土の採取場所、耕土の捨土場所 などの変更</p> <p>【頭首工】 取付護岸等の法長、護床工の数量、ブロックの規格 などの変更</p> <p>【溜池】 鋼土の採取場所、護岸ブロック規格、グラウト工注入量 などの変更</p> <p>【農地保全】 工種毎の記載 集水井の位置、排水路の位置・実測結果による延長変化 などの変更</p> <p>【水路(堤防も含む)】 誤測による形状寸法又は材料数量、岩盤線の変動 などの変更</p> <p>【道路】 誤測による形状寸法又は材料寸法、岩盤線の変動 などの変更</p> <p>【橋梁】 巻込長、桁・方杖以外の規格、床固工の規格・数量 などの変更</p> <p>【揚水機】 機場内線工事、巻込長、護岸工・根固工・ブロック等の規格の変更</p>

(4) MAFF-SAT 支援活動の更なる取組

災害が激甚化、頻発化する中で、災害復旧の主体となる市町村においては技術系職員の減少等していく中では、国の職員を被災市町村に派遣し、迅速な被害の把握や早期復旧を支援していくことが重要であるが、MAFF-SAT による支援が市町村に認知されていない状況も見受けられた。

このため、被災市町村への的確な支援を行っていくには、MAFF-SAT による支援内容を整理するとともに、事前の対応として MAFF-SAT による支援活動の周知を行っていくことが重要であることから、以下の措置を講じた。

- ① 大規模災害時、プッシュ型で被災市町村に派遣された国の職員が、被災市町村の被害状況、災害対応状況等を把握し、支援が必要な市町村に対して適時に支援を行うため、派遣先市町村における支援の方法（災害復旧の各段階において市町村が行う作業や手続のポイント、復旧工法の助言や事業申請・設計書作成の指導等を行う技術支援の必要性を判断するための被害状況、体制等と課題の把握（災害トリアージ）の方法）について取りまとめ、これに基づき対応することとした。
- ② 大規模災害時に都道府県及び市町村が躊躇なく応援派遣依頼できるよう、事前に市町村との顔の見える関係を構築するため、令和4年4月から平常時に地方農政局等が市町村を個別に訪問して、災害復旧制度の説明や連絡体制の構築を行っていくこととした。



自治体訪問の様子

11 評価結果

農林水産省では、災害発生直後から被災地への職員派遣による被災情報等の収集、応急対策等に関する技術支援や災害応急用ポンプの貸出しなどの初動対応等の有効な支援が行われている。

また、査定前着工の手続の簡素化や机上査定の適用範囲の拡大など、災害からの迅速な復旧・復興に向けた制度の見直しを行い、事務の効率化等が図られていることが確認された。

自然災害の頻発化・激甚化や災害復旧の主体となる自治体における技術系職員の減少など、大規模自然災害からの復旧を巡る環境は厳しい状況にある。このため、被災地の迅速な復旧・復興に向けて、引き続き、災害復旧事務全般のデジタル化の推進など市町村等の事務負担の軽減を図るとともに、平常時から自治体との連絡体制を構築しながら災害発生時の国の職員派遣による技術支援や災害時における市町村間の相互応援の促進に取り組む必要がある。

12 学識経験を有する者等の知見の活用

- ・農林水産省政策評価第三者委員からの意見聴取（別紙2のとおり）

13 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・全国農村振興技術連盟発行「(農地・農業用施設・海岸等) 災害復旧事業の解説 2022 版」
- ・気象庁ホームページ「平成 30 年 7 月豪雨(前線及び台風第 7 号による大雨等)」
- ・気象庁ホームページ「【災害時地震報告】平成 30 年北海道胆振東部地震」
- ・気象庁ホームページ「令和元年東日本台風(台風第 19 号)による大雨、暴風等」
- ・気象庁ホームページ「低気圧等による大雨」
- ・農林水産省「平成 30 年度 食料・農業・農村白書」

○ 平成29年1月より「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」を新たにルール化

1 対象となる災害及び都道府県

(1) 対象となる災害

- ・ 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの
- ・ 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

(2) 対象となる都道府県

- ・ 農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた都道府県

2 効率化の内容

- ・ 机上査定上限額の引上げ：500万円未満 → 査定見込み件数の概ね7割※（農地・農業用施設は9割）までの額
- ・ 採択保留額の引上げ：2億円以上 → 2億円を超え採択保留された件数の概ね6割※までの額
- ・ 査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

※区分Sにあっては、概ね9割までの額

3 効率化により期待される効果

- ・ 机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮
- ・ 採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加
- ・ 査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援

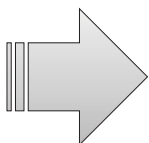
令和4年8月3日からの大雨以前にも、以下の災害で適用。

- ・ 平成29年：梅雨前線豪雨等（九州北部豪雨を含む）、台風第18号、台風第21号
- ・ 平成30年：梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨）、北海道胆振東部地震、台風第24号
- ・ 令和元年：梅雨前線豪雨等、8月から9月の前線に伴う大雨、台風第19号
- ・ 令和2年：梅雨前線豪雨等（令和2年7月豪雨を含む）
- ・ 令和3年：梅雨前線豪雨等、8月の大雨

● 効率化による効果の一例

机上査定上限額の引上げにより、令和4年8月3日からの大雨により被災した農地・農業用施設の机上査定可能件数が約7割→約9割へ増加
(令和4年8月22日時点の推計)

※ 今回の評価期間である平成29年度～令和3年度においては、本査定方針により机上査定の対象を激甚災害に指定されない災害における通常の200万円未満から引上げているが、令和4年度から通常の机上査定を200万円未満から500万円未満に拡大しており、本査定方針により、この額から上限額を引上げている。



農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応方向

総合評価書骨子（大規模自然災害からの復旧）

該当の項目	意見等	対応方向
骨子	<p>総合評価として「政策分野⑩『大規模自然災害からの復旧』」を取り上げられるとのことで、高く評価したいと思えます。事業としては「農地・農業用施設災害復旧事業」「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」の2つであるということです。災害復旧スキームについては、骨子に書かれているとおり、被災原因の確定、再度の災害の防止を目指すということによいと思われませんが、特に重要なのはオペレーション上の課題をなるべく克明に記載していただくことであると思えます。後年の同種の災害復旧を手がける場合の指針や参考に資すること、さらには将来の本スキームのスパイラルアップに資することが省としての力量の向上に資するという観点から、是非とも教訓を残していただきたいと考えます。（南島委員）</p>	<p>御意見を踏まえ、総合評価書の作成を行ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室）</p>

※ 総合評価書骨子（大規模自然災害からの復旧）については、令和4年度政策評価第三者委員会資料をご参照ください。（https://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/04iink/R04_01_siryo7.pdf）

総合評価書（大規模自然災害からの復旧）

該当の項目	意見等	対応方向
全体	<p>要旨及び本体で国としての事業実施状況の概略はわかりました。その中で「広域」という用語が見当たらない気がしました。近年の豪雨、台風等の災害の激甚化は、温暖化の影響からなのか従来に比して驚くような状況にあると感じます。このような自然災害の際に国に求められるのは、自治体の枠を取り払った「広域」としての対応という観点ではないでしょうか。この辺りの取組を教えてください。（金子委員）</p>	<p>農林水産省では、自治体の枠を取り払った取組として、被害の状況を広域的に把握し必要ところに必要な支援が行えるよう、自治体からの要請を待たず、被災地域にプッシュ型で職員を派遣するとともに、支援を要するところには技術支援や災害応急用ポンプの貸出しを実施しております。</p> <p>また、災害時における市町村間の相互応援を実施している市町村へ査定設計に要する費用を補助し、市町村間の相互応援を促進する取組も実施しております。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>災害復旧事業は早期の営農再開に向けた大変重要な取組だと思うので、多くの国民に知ってもらえるように、PRすべき点はしっかりとPRした方がよいと思います。</p> <p>例えば、早期復旧や事務負担の軽減につながる査定前着工制度や災害査定効率化の取組が行われていますが、評価期間の従前と比べて工夫された点などがあれば、成果として分かるように記載してはいかがでしょうか。（南島委員）</p>	<p>査定前着工制度や災害査定効率化の取組について、工夫した点（大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針をH29年に制度化して適用したことや、H30年に査定前着工に関するチェックシートを作成したこと）をより詳細に「7(1)-2【災害査定効率化】」や「9(1)4①査定前着工」に記載するとともに、「9(4)1成果」に追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>政策のPDCAを行うという政策評価の主旨に照らせば、後々の担当者に残すべき教訓や、今後取り組むべきものなどをもう少し記載してはいかがでしょうか。（南島委員）</p>	<p>今後、災害時における市町村間の相互応援の促進も重要であることから、「11評価結果」に今後取り組むべきものとして追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>災害の状況は、一部分をニュースで知ってはいても、災害の起こった地域に住んでいない者にとっては知らない部分が多いです。災害発生前と発生後、現在の復旧状況を動画で視覚的に訴えると分かりやすくて良いと思います。（福島委員）</p>	<p>災害復旧事業について、これまでも復旧の様子を動画で公開しており、引き続き、復旧の様子について発信に努めてまいります。（評価書「9(3)4農業施設災害復旧事業等」に下記リンク先を追加しました。）事業の様子Movie集（外部リンク） https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kokuei/jigyoushoukai.html （大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>政策評価は、自らの政策に対して国自らが評価を行うものですので、課題の抽出をより丁寧に行うことが必要だと思います。（原委員）</p>	<p>御指摘を踏まえ、「9(4)2課題」について、より詳細に記載しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
全体	<p>自然災害にあった農家等から、復旧への対応が遅いなどの不満の声を聞くことがあります。政策評価の第三者委員になり、迅速に対応する計画、対応が遅くなる課題を解決するためにデジタル化を進めていることなどを知り、不満の声は、このような取組を知らないことで起きているのではないかと感じました。農家への周知を図ることの重要性を理解しました。そして、伝える重要な役割が必要なことも感じました。突発的な災害もあり、対応への計画が迅速にできないことも理解しています。ドローンなどの活用で迅速に安全に、そして、人的課題解決のためにデジタルを活用し、農家を含む自治体などとの情報共有も今後は必要なのかと感じました。委員となり、重要な点を学ばせていただきました。ありがとうございました。（田中委員）</p>	<p>引き続き、早期復旧に向けた取組を行っていくとともに、取組について、周知を図ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できるよう早期復旧等を推進していることを評価します。また、原形復旧を目指すのではなく再度災害防止と生産性向上の一体的な実施の取組を行っている点も評価します。災害復旧に向けて専門性の高いMAFF-SATの派遣体制を評価します。（古賀委員）</p>	<p>引き続き、早期復旧等が図られるよう、必要な取組を行ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>中央から派遣されるMAFF-SATの役割と能力が重要だと思われませんが、現状でのMAFF-SATの仕組みについて教えてください。全体でどれくらいの人が登録されているのか、また専門職として災害復旧事業に特化されているのか、または別の通常業務と兼務されているのでしょうか。MAFF-SATとしての人材育成やキャリア形成などのシステムなどはあるのでしょうか。（室屋委員）</p>	<p>農地農業用施設に関するMAFF-SATは、地方農政局や国営事業所等の農業土木技術者等の職員が合計約1,300人登録されています（令和4年4月時点）。これらの職員の多くは、別の通常業務と兼務していますが、災害復旧に関する支援が適材適所で行えるよう、各地方農政局において制度に関する研修を行っております。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧は公助において、とても優先順位の高いものなので、とても有意な政策です。経験値を共有できているMAFF-SATの人的支援を支持します。 ・災害復旧事務に限らず行政は事務作業が多すぎます。量も多いし、時代に沿わない様式も多いように見受けられます。DX化が最適とも思えませんが、民間の良い部分も見習って、やり方もあり方も変えていって欲しいです。（竹本委員） 	<p>「10 災害復旧の迅速化に向けた近年の取組」に記載のとおり、査定前着工の手続の見直し、査定関係事務の効率化、災害復旧事業計画変更要件の見直しなど、事務作業の見直しを行ってきたところです。引き続き、事務負担の軽減を図る取組を行ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
全体	<p>農地は命を支える食を生み出す基盤であり、安心して暮らせる環境を未来の子供たちに継承する必要があります。そのため、農地は国が守るべき大事なものであり、災害から農地などを復旧する災害復旧事業は大変重要な取組と思います。被災した農業者、特に高齢の方は大変落胆しますので、一日も早い復旧に取り組まれることの重要性を感じます。農業者や国民の皆様がこのような取組を伝えていくことが大切です。（興野委員）</p>	<p>御指摘のとおり、被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できることが重要であると認識しており、引き続き、被災した農地農業用施設等の早期復旧を進めてまいります。</p> <p>また、取組については、ホームページ（災害に関する情報 https://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html）や食料・農業・農村白書（https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r3/index.html）等により紹介しているところですが、今後も様々な機会を捉え伝えていくよう取り組んでまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>大規模災害からの復旧では、営農者が事業を継続していこうという意欲を失うことなく、いかに迅速に経営再建できるかが非常に大切で、初動支援の重要度がますます高まっています。</p> <p>初期情報収集や技術支援など、プッシュ型MAFF-SAT能力のさらなる向上に向けた取組を期待します。（智田委員）</p>	<p>御指摘のとおり、被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できることが重要であると認識しております。引き続き、被災市町村への的確な支援のため、MAFF-SATの能力向上に向けた災害復旧制度に関する研修等を行ってまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
全体	<p>災害復旧の主な担い手となる自治体の技術系職員が減っていることは大きな問題で、デジタル化による事務負担の軽減は喫緊の課題と考えます。</p> <p>復旧事業の早期着工に役立つという観点からも、自治体の負担軽減につながる、災害復旧事務のデジタル化の加速を強く求めたいと思います。（智田委員）</p>	<p>「10(2)査定関係事務の効率化」に記載のとおり、災害復旧事務全般の更なる事務負担軽減が図られるよう、引き続き、デジタル化の推進に努めてまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
項目7 (1) - 1	<p>年度別予算の当初と補正の差が大きいです。財政運営上、豪雨や台風、地震等の大規模な自然災害が頻発する中で、災害復旧費は必要額が必要時に賄える体制が継続できるのでしょうか。（古賀委員）</p>	<p>災害復旧に要する予算について、当初予算は、毎年一定規模で発生する被害に即応できるよう、過去の被害発生状況などを勘案しつつ、必要最小限の所要額を計上しています。</p> <p>なお、災害の発生状況を踏まえ、予算に不足が生じた場合は、補正予算や予備費において復旧に必要な所要額を確保しているところです。</p> <p>引き続き、早期復旧に向けて必要な予算の確保に努めてまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
項目7 (1) - 2 項目10 (2) ①及 び別紙1	<p>7(1)-2 (8ページ) では、机上査定を適用できる金額が申請額500万円未満となっています。しかし、24、28、32ページでは机上査定上限額の引き上げの説明で「通常」は200万円未満となっており、500万円を下回る県域もみられます。</p> <p>10 (2) ①では、机上査定の適用範囲を200万円未満→500万円未満に拡大したのは令和4年4月1日付の要領の改正とされていますが、別紙1では平成29年1月の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」において、机上査定上限額の引き上げが500万円未満→査定見込み件数の概ね7割（農地・農業用施設は9割）までの額とされています。</p> <p>そのため、今回の評価対象期間における、机上査定上限額のルールとして参照すべきものがどれなのかわかりにくくなっています。</p> <p>今回、取り上げられた事例は、災害査定の効率化として、机上査定の適用範囲をH29年の方針に基づいて設定していることがポイントと理解しましたが、そこが肝なのであれば、別紙資料1参照ではなく、その内容を9ページにきちんと記載したほうが読み手にとってわかりやすいです。</p> <p>また、総合評価の対象期間は要領改正以前であるため、もともと、200万円未満→500万円未満への引上げが可能だったのか、など、対象期間において適用されるべきルールがわかりにくい（別紙1には500万円未満→査定見込み件数…までの額とされていて、200万円ではない）ので、方針適用前の上限額について、明確にわかるような記述をお願いしたいです。（小針委員）</p>	<p>御指摘を踏まえ、「7(1)-2⑤査定～着手」に机上査定の適用範囲が平成29年～令和3年までは200万円未満である旨を（）書きで記載するとともに、「7(1)-2【災害査定の効率化】」、別紙1に「今回の評価期間である平成29年度～令和3年度においては、本査定方針により机上査定の対象を激甚災害に指定されない災害における通常の200万円未満から引上げているが、令和4年度から通常の机上査定を200万円未満から500万円未満に拡大しており、本査定方針により、この額から上限額を引上げている。」と追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
項目7 (1) - 2 項目10 (2) ①及 び別紙1	<p>上限額引き上げのルール適用の結果、査定案件数が減ったことで省力化につながったことは推測されますが、効率性を評価する、という観点からはルールを適用しなかった場合に必要とされたコストと、実際に適用したことによるコストとの比較が必要と考えます。全ての事例でデータを拾い上げる必要があるとは言いませんが、ルールを適用した結果として、現地で査定する案件数がどのくらい変化したのか、その結果として現場の負担軽減につながったのかを示すものがあれば、効率性の評価としてより資するものになると考えます。（それぞれのページで引き上げを行った結果、迅速な査定につながった、という記述はあるものの、根拠となるものが見受けられないと感じました。）</p> <p>※ 災害復旧事業において、迅速に復旧に着手できることは重要であり、現場での査定をより必要なものに絞ることで省力化を図ることの重要性は理解しており、全体として今回の総合評価書の論旨、結論に異論があるものではありません。</p> <p>一方で、いたづらに基準を緩くすることで、本来適正ではないものが事業の対象になることは厳に避けるべきであり、①従前のルールはどのようなものだったのか、②効率化のためのルールはどのようなものなのか、何を根拠としているのか→③それを適用した結果、どれくらい効率化につながったのか、ということが見える形になっている方がより良いと感じました。（小針委員）</p>	<p>大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針については、今後査定方法の妥当性や効率性を検証することとしており、引き続き、事業の適正性を確保しつつ、迅速な実施に向けて取り組んでまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>

該当の項目	意見等	対応方向
項目7	書類作成の軽減との記載がありますが、こういった軽減効果があったのかが分かる記載があると良いと思います。（例えば書類何枚分削減できるようになったなど）（福島委員）	一概に書類の削減枚数をお示しすることは困難ですが、具体的には平面図を既存の資料や航空写真を用いて作成することや、断面図を代表断面図のみにする、また、被災写真も始点、終点及び全景のみの必要最低限にすることなどにより書類作成の軽減が図られるため、これらの具体例を「7(1)-2【災害査定効率化】」の説明文に追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）
項目9 (4)2 課題	<p>「被害把握や早期復旧に向けた技術支援の更なる推進」には、具体的にどのようなことがあるのでしょうか。</p> <p>地震はともかく豪雨や台風による災害は、国土全体で見れば毎年あるいは少なくとも数年に一度は「どこかで」発生します。発災地域にとってはめったにないことなので迅速な対応は難しいでしょうけれど、本省においては経験値が積み重なっていることと思います。</p> <p>災害からの復旧は、どうしても「事後の対応」が中心になります。それはそれで重要ですし、評価書（案）全体を拝見していて、「事後対応」は十分実施されていると思います。一方で、本省あるいは各農政局から、発災地域への積極的なというか、先手を打つような形でのアプローチが、あまり見られないような感があります。</p> <p>「被害把握、技術支援の更なる推進」の具体的な方策として、豪雨・台風による被害発生が予想される地域(都道府県または市町村)からの一報より前に、本省から支援の用意がある旨を伝える等、ある意味「事前の対応」が可能であれば、具体化してもらえればと思います(既に同様の態勢が整っているのであれば、評価書（案）のどこかにその旨書かれてはいかげでしょうか)。あるいは、平時からその旨を周知しておくといったことも方策として考えられるのかもしれませんが。ご検討ください。（緒方委員）</p>	<p>御指摘のとおり、事前の対応が重要であると考えており、「10(4)MAFF-SAT支援活動の更なる取組」に記載のとおり、平常時から地方農政局が市町村を個別に訪問し、災害復旧制度の説明や連絡体制の構築を行う取組を実施しております。</p> <p>御指摘を踏まえ、より分かりやすくなるよう10(4)に「事前の対応」という言葉を追記しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）</p>
項目10 (1)-1	事前協議形式と事前打合わせ方式の実質的な相違点は何でしょうか？（古賀委員）	自治体において、事前協議方式では文書による事務手続や、その決裁のための書類整理を生じていましたが、事前打合わせ方式では、これらの事務の省力化が図られると考えています。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）
項目11	「自治体における技術系職員の減少」について、専門性の高い外部技術有識者を地方の拠点に委託配置することができないでしょうか。コロナ等の感染症で移動に制限がかかった時のことも考えると、地方の実情に合い効率的でタイムリーな機動力を備えた対応に結び付けることができるのではないかと思います。（古賀委員）	自治体への機動的な支援が行えるよう、地方農政局や全国に設置されている国営事業所の農業土木技術者をMAFF-SATとして派遣しています。また、農林水産省農村振興局と全国の農業土木関係のコンサルで構成される民間団体と協定を締結しており、本協定に基づく民間団体の協力による査定設計書作成等の支援が必要であれば相談していただくよう自治体へ周知しています。引き続き、自治体への機動的な支援に努めてまいります。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）

該当の項目	意見等	対応方向
要旨	概要（要旨）の評価結果「MAFF-SAT支援活動において、派遣された国の～」の部分は、外国へ派遣されているようにも読めるため、MAFF-SATがどこへ派遣されるのか分かるように記載した方がよいと思います。（廣田委員）	御指摘を踏まえて修正しました。（大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課）
その他	日本全体での農林水産業の持続可能性を高め、未来に繋げていくためには、平常時に農業版BCPを作成し、災害時対応の効率性及び有効性を高めることが重要と考えます。 農業者のBCP作成を促進するためには、自治体の取組が必要だと思えます。（古賀委員）	委員ご指摘のとおり、農業者による農業版BCPの作成を通じて、災害時対応の効率性及び有効性を高めることは重要と認識しています。 BCP作成を促進するため、自治体とも連携して取り組みます。（大臣官房地方課災害総合対策室）
その他	インフラ・ハードの早期復旧の仕組みと連動する形で経営体への迅速な支援態勢が望ましいと思いますが、現在そのような支援システムは存在するのでしょうか。（室屋委員）	自然災害で被害を受けた農業者に対する支援については、 ・経営再建に必要な長期低利の農林漁業セーフティネット資金による融資 ・事前に加入しておくことで、被災した農業用ハウスや作物等の損失が補填される農業共済 ・全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する収入保険 が措置されています。（経営局）

※農林水産省行政事業レビュー外部有識者の金子委員、小針委員、三浦委員、室屋委員からも意見聴取。

総合評価書「大規模自然災害からの復旧」の要旨

1 評価対象政策

評価対象期間（平成29年度～令和3年度）に発生した自然災害について、災害復旧事業（農業施設災害復旧等事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業）及び被災した地方公共団体等への国の技術職員（MAFF-SAT）の派遣等を対象として評価を実施。

2 政策の目的

近年頻発する大規模自然災害からの復旧においては、被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できることが重要であることから、農地・農業用施設や農林水産業共同利用施設の早期復旧等を推進。

これは、農業者の生活を守るだけでなく、耕作放棄地等の防止や、農家共同による種苗の確保など、農地保全や地域農業の維持の観点においても重要。

3 評価の観点

自然災害が激甚化、頻発化する一方で、災害復旧の主な実施主体となる市町村の技術系職員は減少していることから、事業に着手するまでの災害復旧事務の効率化に加え、速やかな被害把握や復旧工法の検討に向けた国の職員派遣等による技術支援が必要不可欠な状況。

政策評価は施策の特性に応じた観点から、自ら評価を行うこととされており、本評価では、評価対象期間内に発生した被害が甚大な災害への対応について、主に効率性（災害査定事務等の効率化）及び有効性（災害発生時の支援や事業の早期着手・復旧完了の状況）の観点から評価を実施。

4 災害復旧事業（着手まで）の流れ

（農業施設災害復旧等事業の場合）

①災害発生（直後）→応急仮工事（仮設的な工事による被害軽減）

②災害報告（発生～3週間程度、市町村→都道府県→国）

→③応急本工事（査定前着工による被害軽減）

④査定設計書の提出（発生～概ね3か月以内、都道府県→国）

⑤査定（財務省担当官の立会の下、復旧工法、事業費の決定）

補助金の交付決定、事業着手

（復旧工事は災害年も含めて原則3か年度以内に完成）

自治体の負担軽減や早期復旧に資する制度等

査定前着工制度

二次災害防止のための仮工事や、急げば次期作付けに間に合う場合の復旧工事などを査定前に実施することが可能な制度。

災害査定の効率化

大規模災害においては、査定における効率化の方針（机上査定上限額の引上げや査定設計書に添付する図面の簡素化等）を、激甚災害指定の見込みが立った時点で被災自治体に通知。

これにより本査定方針が迅速に適用され、現地調査件数の減少や書類作成の軽減が図られることとなり、被災自治体の査定に要する期間の大幅な削減や負担の軽減につながる。

災害発生時の支援

MAFF-SATの派遣等による被害状況調査や技術支援等

5 評価対象期間内に発生した大規模自然災害の分析

評価対象期間に発生した災害について、豪雨、地震、台風の種別ごとにそれぞれを代表する災害を選定し分析。

広範囲で同時多発した災害(豪雨)	局地的・突発的な大規模土砂災害(地震)	広範囲にわたる浸水等の災害(台風)
平成30年7月豪雨	平成30年北海道胆振東部地震	令和元年東日本台風
西日本を中心に広範囲・同時多発的に、水害・土砂災害が発生。 ・国の職員の派遣による被害状況調査等の支援や災害応急用ポンプの貸出しを実施。 ・農地・農業用施設において災害査定効率化を推進。 ・災害発生から4年2か月時点で 着手率：99.6%、復旧率：94.8% (農地・農業用施設)	最大震度7を観測した地震により、大規模土砂災害が局地的、突発的に発生。 ・国の職員の派遣による被害状況調査や復旧工法の助言等の支援を実施。 ・農地・農業用施設において災害査定効率化を推進。 ・大規模土砂災害に迅速かつ安全に対応するためドローンを活用した測量を推進。 ・災害発生から4年1か月時点で 着手率：100%、復旧率：98.9% (農地・農業用施設)	東日本の広範囲で大雨、暴風が発生し、大雨に伴う河川の氾濫、浸水害や土砂災害が発生。 ・国の職員の派遣による被害状況調査等の支援や災害応急用ポンプの貸出しを実施。 ・農地・農業用施設のほか共同利用施設においても災害査定効率化を推進。 ・災害発生から3年時点で 着手率：100%、復旧率：91.6% (農地・農業用施設)

6 取組の成果及び課題

代表的な上記3つの災害への取組結果から、以下の成果及び課題が確認された。

【成果】

- ・ 査定前着工制度の積極的な活用促進や、災害査定効率化の取組、迅速で安全な調査のためドローンの活用を可能とするなど、早期復旧に向けた取組が適切に行われている。
- ・ 災害発生から一定の期間で大部分の工事に着手し、復旧が着実に進んでいる。
- ・ MAFF-SATの派遣等により 被災状況の迅速な把握や技術支援等の有効な取組が行われている。

【課題】

災害の激甚化・頻発化の一方で、市町村の技術系職員が減少する中では、以下について引き続き対応が求められている。

- ・ 災害復旧事務に係る 都道府県及び市町村の事務負担の軽減
- ・ 被害把握や早期復旧に向けた 技術支援の更なる推進

7 評価結果

- ・ これまでの災害への対応を通じて 本政策の効率性・有効性が確認された。
- ・ また、課題を踏まえ、災害復旧事務をさらに効率化するための手続等の見直し、MAFF-SAT支援活動において、市町村に派遣された国の職員が市町村支援を的確に行うための方法の明確化等を実施。
- ・ 引き続き、災害復旧事務全般の デジタル化等による事務負担の軽減を図るとともに、平常時から自治体との連絡体制を構築しながら、災害時の技術支援に積極的に取り組む必要。